

(令和元年度第2回)  
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：令和元年11月27日（水）

午後1時30分から

場 所：市役所3階301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (2) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について
- (3) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- (4) その他

3 議 題

- (1) 犯罪人名簿に関する事務における本人以外のものからの個人情報の収集について
- (2) 犯罪人名簿に関する事務における保有個人情報の外部提供について
- (3) その他

4 閉 会

報告事項(1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

## 記

個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項…届出件数6件

<参 考>

### 武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
  - (2) 個人情報の利用目的
  - (3) 個人情報の記録項目
  - (4) 個人情報の記録の対象範囲
  - (5) 個人情報の管理責任者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(2) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項…届出件数6件

<参 考>

**武蔵村山市個人情報保護条例**

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(3) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の外部提供の届出に係る事項…届出件数102件、提供先1,017件

<参 考>

**武蔵村山市個人情報保護条例**

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(4) その他

議 題(1) 犯罪人名簿に関する事務における本人以外のものからの個人情報の収集について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 本人以外のものからの個人情報の収集の適否（条例第7条第2項第9号）

番号	項目	内容
1	担 当 部 課 名	市民部 市民課
	本人以外のものからの個人情報の収集をする業務の名称及び内容並びに本人以外のものからの収集により業務を行う理由	<p>(業務の名称) 犯罪人名簿に関する事務</p> <p>(業務の内容) 地方検察庁及び他の市区町村からの既決犯罪通知書、刑務所からの自由刑等執行終了通知書及び保護観察所からの仮釈放期間満了通知書を基に犯罪人名簿を調整し管理する。 (本人以外のものからの個人情報の収集により業務を行う理由) 犯罪人名簿に関する事務は、地方自治法第2条に規定する自治事務であるが、その犯罪人名簿を調整・管理するための犯歴情報等については、本人からの収集は不可能であり、地方検察庁及び他の市区町村からの既決犯罪通知書、刑務所からの自由刑等執行終了通知書及び保護観察所からの仮釈放期間満了通知書によって行う必要があるため。</p>
	個人情報の利用目的	犯罪人名簿により各種資格等の制限を加えることをするもの
	個人情報の記録の対象範囲	事件本人
	本人以外のものから収集をする個人情報の記録項目	氏名、性別、住所、生年月日、国籍、本籍、続柄、筆頭者、賞罰、刑罰
	備 考	

イ 上記収集をした際の本人への通知の省略（条例第7条第3項・施行規則第3条第3項第2号）

<参 考>

**武蔵村山市個人情報保護条例**

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
  - (2) 法令等の根拠
  - (3) 個人情報の利用目的
  - (4) 個人情報の記録項目
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
  - (3) 本人の親族、法定代理人又は代理人（以下「家族等」という。）の同意があるとき。  
ただし、本人が拒む旨を明らかにしているときを除く。
  - (4) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
  - (5) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
  - (6) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から直接収集することができないとき。
  - (7) 争訟、選考、指導、相談等を行う場合において、本人から直接収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
  - (8) 第8条第2項の外部提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。
- 3 実施機関は、前項の規定に基づき本人以外のものから個人情報を収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。
- 4 法令等、規則、要綱等の規定により、本人又は家族等が申請行為その他これに類する行為を行ったときは、第1項の規定により収集したものとみなす。

<参 考>

**武蔵村山市個人情報保護条例施行規則**

(収集の手続)

第3条 条例第7条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の管理責任者
  - (2) 個人情報の記録形態
  - (3) 個人情報の保有の期限
- 2 実施機関は、条例第7条第2項の規定に基づき本人以外のものから個人情報を収集したときは、個人情報本人以外収集記録台帳（第5号様式）にその内容を記録しなければならない。
- 3 条例第7条第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。
- (1) 条例第7条第2項第1号、第2号又は第4号に該当することにより、本人以外のものから個人情報を収集したとき。
  - (2) 条例第7条第2項第8号又は第9号に該当することにより本人以外のものから個人情報

報を収集した場合であって、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが正当であると認められるとき。

- 4 条例第7条第3項の規定による通知は、個人情報本人以外収集通知書（第6号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、口頭又は告示により行うことができる。



議 題(2) 犯罪人名簿に関する事務における保有個人情報の外部提供について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 外部提供の適否（条例第8条第2項第6号）

番号	項目	内容
1	担当部課名	市民部 市民課
	外部提供をする個人情報取扱業務の名称	犯罪人名簿に関する事務
	保有個人情報の外部提供により業務を行う組織等の名称	地方検察庁及び他の市区町村
	保有個人情報の外部提供により行う業務の名称及び内容並びに外部提供により業務を行う理由	<p>(業務の名称) 身分異動通知及び民刑事項通知業務</p> <p>(業務の内容) 犯罪人名簿に記載された者の本籍、氏名、生年月日に変更が生じた場合又は犯罪人名簿に記載された者が死亡、失踪、国籍喪失した場合に、地方検察庁及び戸籍の変更先の市区町村に対して通知を行うもの (外部提供により業務を行う理由) 犯罪人名簿に登録された者の本籍等に変更が生じた場合、本市からの通知以外に、地方検察庁及び戸籍の変更先の市区町村がその事実を知る方法が存在しないため。</p>
	外部提供をする保有個人情報の記録項目	氏名、性別、住所、生年月日、国籍、本籍、続柄、筆頭者、賞罰、刑罰
	備考	

番号	項目	内容
2	担当部課名	市民部 市民課
	外部提供をする個人情報取扱業務の名称	犯罪人名簿に関する事務
	保有個人情報の外部提供により業務を行う組織等の名称	関東財務局及び他の財務局
	保有個人情報の外部提供により行う業務の名称及び内容並びに外部提供により業務を行う理由	(業務の名称) 保険業法第272条第1項に基づく少額短期保険業の登録事務 (業務の内容) 少額短期保険業の登録を受けようとする者に係る保険業法第272条の4第1項に規定する登録の拒否事由の調査 (外部提供により業務を行う理由) 少額短期保険業の登録には登録の拒否事由(犯罪歴等)の確認が必要なため。
	外部提供をする保有個人情報の記録項目	氏名、生年月日、本籍、賞罰、刑罰
	備考	

イ 外部提供をする際の本人への事前通知の省略(条例第8条第3項・施行規則第5条第2項第2号)

(ア) アの1に係る外部提供をする際の本人への事前通知の省略

(イ) アの2に係る外部提供をする際の本人への事前通知の省略

<参考>

#### 武蔵村山市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の利用目的の範囲を超えての利用(以下「目的外利用」という。)をし、又は当該実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理

由があるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

<参 考>

#### 武蔵村山市個人情報保護条例施行規則

(目的外利用等の通知)

第5条 実施機関は、条例第8条第2項の規定により目的外利用等又は条例第8条の2第2項の規定により保有特定個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下単に「目的外利用等」という。）をしたときは、保有個人情報目的外利用等記録台帳（第9号様式）にその内容を記録しなければならない。

2 条例第8条第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

(1) 条例第8条第2項第1号から第3号まで又は第5号に該当することにより、目的外利用等をしようとするとき。

(2) 条例第8条第2項第6号に該当することにより目的外利用等をしようとする場合であって、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが正当であると認められるとき。

3 条例第8条第3項（条例第8条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報目的外利用等通知書（第10号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、口頭又は告示により行うことができる。

4 条例第8条第4項（条例第8条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、保有個人情報目的外利用等届出書（第11号様式）により行うものとする。

議 題(3) その他